

2026年度 あいちの伝統野菜・漬物需要拡大促進業務 委託仕様書

1 業務の目的

本県において、歴史的・文化的に重要な地域資源である「あいちの伝統野菜」*の周知と消費拡大を図るとともに、「あいちの伝統野菜」を活用するなど、地元の食文化の象徴として親しまれてきた「あいちの漬物」（以下、「漬物」という。）の魅力を広く発信するため、「アジア・アジアパラ競技大会」を契機としてPRイベント等を実施し、それにより「あいちの伝統野菜」と漬物の需要の拡大を図る。

(※URL「あいちの伝統野菜」：<https://www.pref.aichi.jp/engei/dentoyasai/>)

2 業務の内容

(1) マッチング（商談会）の実施

「あいちの伝統野菜」生産者等及び、県内漬物製造事業者のマッチングを支援するために、商談会を開催する。

開催するにあたり、ニーズ調査、出展者の募集、商談資料の作成支援、会場の設営、運営、演出、撤去までの業務、及びマッチング（商談会）の企画、調整（会場の手配や会場管理者との調整も含む）の業務を行うこと。

PRイベント開催日より前に実施すること。

効果的なマッチングに向けて、フォローアップも含めて内容を工夫すること。

なお、実施に当たっては、園芸農産課と適宜調整を図りながら進めるものとする。

ア 実施内容

(ア) 出展者の募集

- ① マッチング（商談会）出展者として、「あいちの伝統野菜」生産者等及び、県内漬物製造事業者を募集すること。
- ② ①の事業者以外に、「あいちの伝統野菜」や県内漬物の取り扱い実績もしくは予定がある事業者についても、出展者としてすることができる。
- ③ 漬物製造事業者は、公益社団法人愛知県漬物協会の協力により選定すること。
- ④ 事務局を設置し、募集、広報、取りまとめ、参加の調整、問合せ対応などの事務を適切に行うこと。
- ⑤ 募集に当たっては、ホームページ、SNS、資料の作成等、広く周知を図ること。
- ⑥ 申込状況は委託者の求めに応じ、適宜報告すること。
- ⑦ 上記の他、出展者を募集する方法について提案すること。

<出展者数>

- ・原料供給を希望する「あいちの伝統野菜」の生産者等 2者以上
- ・県内漬物製造事業者等 3社以上
- ・その他 5社以上

(イ) 事前準備

- ・出展者に対して商談資料（紹介シート・要望シート等）のフォーマットを提供し、併せて商談資料の作成支援をすること。商談資料は、マッチングに効果的なものとなるよう努めること。
- ・商談に向け、「あいちの伝統野菜」生産者等に対して聞き取り調査等を実施し、農産物の特徴をとりまとめること。
- ・商談に向け、すべての出展者に対して、ニーズ調査等を実施するとともに、調査結果をとりまとめ、効果的なイベントとなるようにすること。

(ウ) マッチング（商談会）の実施

- ・（2）のPRイベント開催日までに実施すること。（会場での対面開催とすること。）
- ・商談を行う上で最適な開催場所を提案すること。
- ・出展者の概要や要望を可能な限り事前に情報提供し、個別商談の時間を設けるなど、効果的なマッチングとなるよう努めること。
- ・マッチング（商談会）会場の設営及び撤去を行うこと。
- ・設営にあたり、パネル等必要物品を用意すること。

(エ) その他

マッチング（商談会）当日における進行管理及びイベントの円滑な運営に係る調整を、必要な人員を手配して適宜実施すること。

マッチング（商談会）以降の商談の進捗のフォローアップを行うとともに、（2）PRイベントにマッチング（商談会）の結果がつながるよう努めること。

(2) PRイベントの実施

次の条件で、「あいちの伝統野菜」及び漬物に係る展示と即売会を含むイベントを開催すること。設営、運営、演出及び撤去までの業務、並びに企画・調整（会場の手配や会場管理者との調整も含む）、その他事前準備（会場装飾等の作成含む）の業務を行う。また、この取組についてメディア等で発信すること。

マッチング（商談会）での成果をPRできるよう努めること。

ア 開催日（予定）

2026年11月1日（日）から2027年1月31日（日）までのうち、土日祝日のいずれか1日以上（多くの集客が見込まれる日）

なお、開催日は園芸農産課と適宜調整のうえ決定するものとする。

イ 会場

愛知県民や、愛知県に在住または訪問する若者及び外国人に対して、県内で、高いPR効果が期待できる場所

ウ PRの対象

愛知県民や、愛知県に在住または訪問する若者及び外国人

エ 実施内容（あいちの伝統野菜と漬物の展示・紹介・販売）

（ア）出展者募集

- ・イベントへの参加を促すために、「あいちの伝統野菜」生産者等及び漬物製造事業者向けの案内資料を作成すること。
- ・事務局を設置し、「あいちの伝統野菜」生産者等及び漬物製造事業者の募集、広報、取りまとめ、参加の調整、問合せ対応などの事務を適切に行うこと。申込状況は委託者の求めに応じ、適宜報告すること。
- ・展示ブースで使用する展示品を、「あいちの伝統野菜」4種類以上、漬物を5種類以上集めること。
- ・即売会の出展募集にあたっては、あいちの伝統野菜生産者2者以上、漬物製造事業者2社以上の申込みがあるよう募集方法を工夫すること。
- ・漬物製造事業者は、公益社団法人愛知県漬物協会の協力のもと募集すること。
- ・その他募集、選定については県と協議の上行うこと。

（イ）効果的な宣伝の実施

イベントの開催について、マスコミやSNS等のデジタルコンテンツを活用したPRを行うこと。

（ウ）出展者説明会の開催

出展者との連絡調整及び出展者マニュアル等を作成のうえ、イベント開催日の1か月以上前までに事前説明会を開催すること。

（エ）会場の設営・撤去

会場内において、展示即売会の設営（給排水設備及び電気工事等を含む。）及び撤去を行うこと。ブース設営にあたり、展示即売会のパネル、照明、長机、椅子、その他什器等必要物品を用意すること。

ブースの装飾は、イベントのコンセプトを踏まえ、「あいちの伝統野菜」や漬物の魅力をアピールする装飾デザイン及びレイアウトとすること。

（オ）その他

イベント当日における展示ブースの管理、会場全体のメンテナンス等を必要な人員を手配して適宜実施すること。

「あいちの伝統野菜」や漬物の魅力が来場者に伝わり、興味・関心を持っていただけるよう、内容や演出を工夫すること。

(3) 広報資材の製作・SNSでの情報発信

県民や県内在住の外国人、国内外からの旅行者が「あいちの伝統野菜」と漬物に親しみを
持てるよう、歴史的・文化的な特徴、形態的な特性や食味、産地や旬、「あいちの伝統野菜」
や漬物を活用したレシピ等を分かりやすく紹介し、消費者の関心を高めるための広報資材の
製作及び配布（配信）により、情報発信を効果的に実施すること。

ア インスタグラム等SNSやウェブサイトを活用した、「あいちの伝統野菜」及び漬物の魅力発信を実施すること。

- ・県が管理する既存のアカウント（いいとも愛知運動やうまみ県あいち発酵食めぐり等）を活用すること。
- ・取り上げる題材（食材、料理等）は、一般消費者や旅行者では入手困難な題材（希少な食材や期間が限定されすぎる料理など）は極力避け、可能な範囲で、愛知県内やウェブサイト上で取り扱う商品等とすること。
- ・単に食材や料理を紹介するだけでなく、その歴史や伝統、関わり、生産者の思いが伝わるストーリーある内容とし、「あいちの伝統野菜」と漬物への関心を高めるものとする。
- ・多くの人へ伝わるよう発信方法を工夫すること（リール広告やプレゼント企画等）。
- ・PRイベントの開催までに実施すること。

イ リーフレットの作成及び配布

デザイン、印刷、配送等の全ての作業を行うこと。（納品先：県）

種類	仕様	数量
リーフレット	カラー4色刷り A4またはA5サイズ	300部程度

- ・観光客や消費者に対して、漬物を紹介するデザインとすること。
- ・歴史やPRポイント、おすすめの食べ方、店舗の住所、実際に手に取り食べて楽しんでいただけるような情報を掲載すること
- ・ジャンル毎に1事業者以上のインタビューを掲載すること。
- ・写真を効果的に使用し、イメージが伝わるような訴求力のある内容とすること。

(4) その他

本事業を推進するに当たって必要な業務を実施すること。

3 納入する成果物

(1) 委託業務実績報告書

印刷物を正副2部、CD-ROM等により電子データを提出すること。

写真を掲載する場合は極力、カラー印刷とすること。

(2) 作製したPR資材 一式（電子データ含む）

電子データは、PDF形式及びWord形式で納入するものとする。

(3) その他県が指示したもの

4 納入場所

愛知県農業水産局農政部園芸農産課

5 納入期限

2027年3月15日（月）

6 業務完了届

委託事業者は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書に事業成果等を記載し、遅滞なく県に提出すること。

7 その他

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件下で、その額を超えることは認めないこととする。
- (2) 受託者は、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書及び企画案書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、円滑な業務遂行のため、業務の統括を行う統括責任者と、業務遂行に必要な担当者を配置しなくてはならない。また、担当者の中で、主として業務に当たる主担当者を定めること。
- (4) 受託者は受託事業の実施にあたり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (5) 打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 業務の遂行にあたっては、愛知県、あいち在来種保存会、(公社)愛知県漬物協会、「愛知『発酵食文化』振興協議会」等と連携を図ること。
- (7) 著作権をはじめ、本業務に関する一切の権利は愛知県に帰属するものとする。また、受託事業者は、第三者の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 受託者は、本事業に係る各種検査が行われる場合は協力すること。
- (9) 採用された企画及び成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。